



広 報 資 料  
第一管区海上保安本部

平成31年1月18日  
午前11時発表

問い合わせ先  
第一管区海上保安本部 警備救難部  
刑事課長 高田 浩二（内線3170）  
国際刑事課長 山中 亮（内線3210）  
0134 - 27 - 0118

## 平成30年の海上犯罪取締り状況について

平成30年の第一管区海上保安本部管内における海上犯罪の取締り状況について取りまとめたのでお知らせします。

第一管区海上保安本部では、悪質事犯を中心に海上犯罪取締りを実施した結果、組織的密漁事犯や外国籍漁船による我が国排他的経済水域内での立入検査忌避など、**656件の海上犯罪**を送致しました。

今後も海上犯罪の撲滅に向け、取締りを強化していくこととしています。

### 1 犯罪の傾向

送致した海上犯罪では、潜水器を使用した「なまこ」密漁や非漁業者による「うに」、「あわび」等の不法採捕といった漁業関係法令違反が、依然として大部分を占める状況にあります。

### 2 平成30年の主な摘発事例

#### 外国漁船の摘発

紋別海上保安部では、紋別沖の我が国排他的経済水域において徘徊する外国籍漁船を発見、停船命令を発するもこれを無視して逃走したことから、ロシア人船長を「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反（立入検査忌避）」で検挙しています。

#### 外国船舶にかかる船舶保安情報虚偽通報事犯の摘発

紋別海上保安部では、外国籍貨物船の船長が紋別港へ入港するに際し、紋別海上保安部長へ通報した船舶保安情報のうち、過去10港の寄港地情報にある港へ寄港事実がないのに、寄港していたとする虚偽の通報をしたとして、同船の船長を「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律違反（虚偽通報）」で検挙しています。

#### 潜水器密漁事犯の摘発

室蘭海上保安部では、高級海産物の「なまこ」を狙った潜水器使用による密漁者らを「漁業法違反等（無許可潜水器漁業）」で検挙しています。

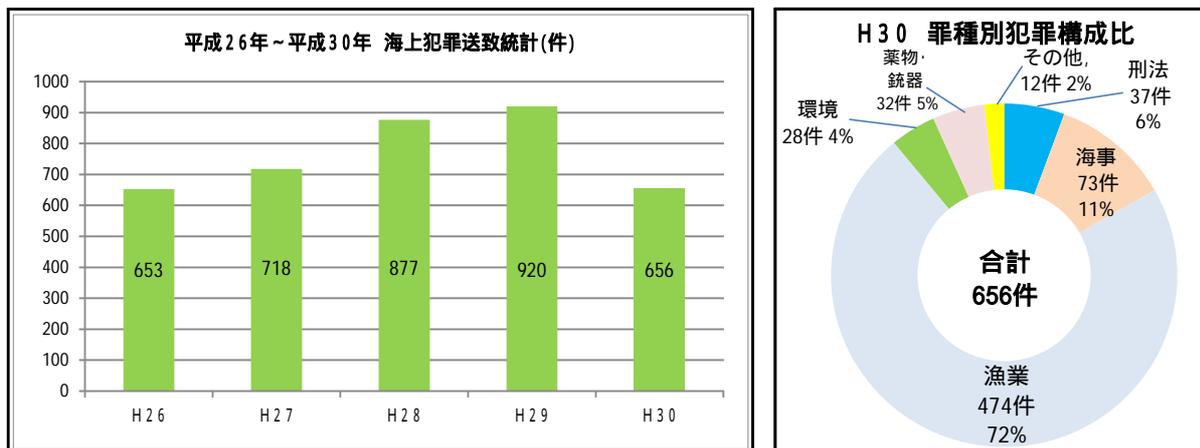
### 3 罪種別送致件数等

罪種別送致件数等については別紙のとおりです。

## 1 罪種別送致状況（別図1）

平成30年における海上犯罪の送致件数は、656件（前年920件）で264件減少となっています。

罪種別犯罪構成比では、漁業関係法令違反が全体の約72%を占めているほか、海事関係法令違反が約11%、刑法犯が約6%、薬物・銃器関係法令違反が約5%、海上環境法令違反が約4%、その他法令違反が約2%となっております。



## 2 各罪種における送致件数

### (1) 刑法犯の送致件数（別図2）

平成30年の刑法犯の送致件数は37件（前年29件）で、前年から8件の増加となりました。

罪状別では、船舶の衝突、乗揚げ等の船舶の往来を妨害した罪「業務上過失往来危険等」が27件（前年21件）と最も多く、この内8件において負傷者が発生しております。

このほか、船上作業等における不注意等により死傷者を発生させた罪「業務上過失致死傷」等が8件（前年7件）、船舶火災による「業務上失火」が1件、公務執行妨害が1件となっております。

これらは、船舶運航や海上における作業中の不注意に起因するものであり、人命の損失、船舶への損害等の大事故につながるおそれが多にあることから今後も厳正に対応していくこととします。

#### 漁船とミニボートの衝突・負傷事件

小樽海上保安部は、平成30年7月9日、小樽管内海域において、操業海域向け航行中の和船型漁船（1名乗り）が遊漁中のミニボート（1名乗り）に衝突し、ミニボートの乗っていた1名が後頭部、左足を負傷したことから、両船の船長を業務上過失往来危険等の疑いで検挙しています。

ミニボートとは、長さ3メートル未満、推進機関出力が1.5kW未満の船舶をいう。



## (2) 海事関係法令の送致件数(別図3)

平成30年の海事関係法令違反の送致件数は73件(前年155件)で、前年から82件の減少となりました。

罪状別では、船員雇入等にかかる手続き不履行等の「船員法違反」が23件、次いで船舶検査不受検航行、法定備品の不備航行等の「船舶安全法、船舶安全法施行規則違反」が18件となっております。

このほか、漁船登録番号不標示、漁船登録票不備置等の「漁船法違反」が16件、無資格運航等の「船舶職員及び小型船舶操縦者法違反」が6件などとなっております。

海難に直結するおそれがある無検査、無資格運航等の違反や、暴走行為を繰り返す悪質な水上バイク等、安全な船舶航行を阻害する違反に対しては、厳正な取り締まりを実施しているところです。

## (3) 漁業関係法令の送致件数(別図4)

平成30年の漁業関係法令違反の送致件数は、474件(前年597件)で、前年から123件の減少となりました。

罪状別では、「うに、あわび」等の体長制限、採捕禁止期間等の「北海道海面漁業調整規則違反」が265件、次いで漁業権の侵害等の「漁業法違反」が207件などとなっております。

毎年、なまこを狙った組織的な密漁が後を絶たないところ、12月、潜水器を使用してなまこを採捕した関係者3名を漁業法違反により検挙しております。

外国漁船等については、8月、紋別沖の我が国排他的経済水域を徘徊していた外国漁船1隻を認めため、立入検査を実施しようとして接近しましたが、巡視船の停船命令を無視して逃走を続けたことから、同船ロシア人船長を「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反(立入検査忌避)」で検挙しております。

今後も引き続き、非漁業者らによる密漁等については、沿岸線のパトロールを強化し、外国船舶による密漁等については、巡視船艇によるしょう戒及び水産庁等関係機関と連携のうえ、摘発に努めることとしております。

### なまこ潜水器密漁事件

室蘭海上保安部は、平成30年12月6日未明、室蘭管内海域において、潜水器を使用して「なまこ」を密漁した被疑者等を「漁業法違反等(無許可潜水器漁業)」で検挙しています。



### 外国漁船による立入検査忌避事件

紋別海上保安部は、平成30年8月1日、紋別沖の我が国排他的経済水域を徘徊する外国籍漁船を認め、立入検査を実施しようとして接近したところ、急遽、逃走したことから、追跡のうえ、同船の船長を「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反(立入検査忌避)」により検挙しています。

#### (4) 海上環境関係法令の送致件数(別図5)

平成30年の海上環境関係法令違反の送致件数は、28件(前年57件)で、前年から29件の減少となりました。

罪状別では、船舶からの油・ビルジ排出等の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反」が15件、次いで陸上からの廃棄物不法投棄又は焼却事犯である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」が12件などとなっております。

従前から多発している家庭ごみ等の海洋不法投棄事犯については、昨年と比べると大幅に減少傾向にあることから、海洋環境汚染に対する意識の高揚が減少への要因と判断されますが、引き続き、海洋環境を汚染する不法行為を摘発を推進し、海洋環境保全に努めることとします。

##### 廃棄物不法投棄事件

留萌海上保安部は、平成30年1月19日、留萌管内海域において、ほたての貝殻を船舶から不法に投棄したとして、漁業者を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反(船舶からの廃棄物投棄)」により検挙しています。



##### 油不法排出事件

稚内海上保安部は、平成30年6月17日、稚内港に着岸中のタンザニア籍貨物船において、同船機関士が燃料(軽油)をタンクへ移送中、持ち場を離れ、その間に同タンクから甲板上へ軽油がオーバーフローし、その一部が付近海域へ排出したもので、持ち場を離れた同船機関士を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反(船舶からの油の排出)」により検挙しています。

#### (5) 薬物・銃器関係法令の送致件数(別図6)

平成30年の薬物・銃器関係法令違反の送致件数は、32件(前年45件)で、前年から13件の減少となりました。

これらは、密漁行為に使用するために正当な理由なく規定の長さを超える刃物を携帯した「銃砲刀剣類所持等取締法違反」です。

過去に当管区内で摘発した薬物・銃器事犯については、ロシア籍船舶又はロシア人船員が関与する犯罪が多数を占めており、今後も引き続きロシア人船員等が乗り組む外国船舶を中心に、関係機関と緊密に連携して水際における積極的な監視・取締りを実施することとしています。

#### (6) その他法令の送致件数(別図1)

平成30年のその他法令違反の送致件数は、12件(前年37件)で、前年から25件の減少となりました。

罪状別では、無線局を不法に開設した「電波法違反」が8件、海上保安官による捜査情報を漏洩した「国家公務員法違反」が1件、遊漁船に適正な標識を

表示しないの「遊漁船等の適正化に関する法律違反」が1件、本邦の港に入港するに際し寄港地を偽って入港した「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律違反」が1件、遊泳が禁止となっている漁港内において遊泳した「北海道漁港管理条例違反」が1件となっております。

「電波法違反」については、前年の21件から8件と大幅に減少しているものの、依然として根絶には至らず、この種事犯は消防・救急無線等の混信や妨害等の発生原因に成り得ることから、今後も総務省等関係機関と協力のうえ、取締りを強化することとしています。

「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」は、本邦以外の港から本邦の港へ入港しようとする船舶（国際航海船舶）及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害防止のために規定されており、今後も同法律の目的のため国際航海船舶に係る必要な審査を厳正に実施するとともに、取締りを強化することとします。

#### 船舶保安情報虚偽通報事件

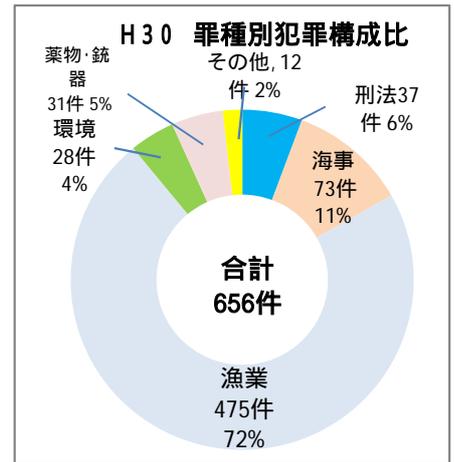
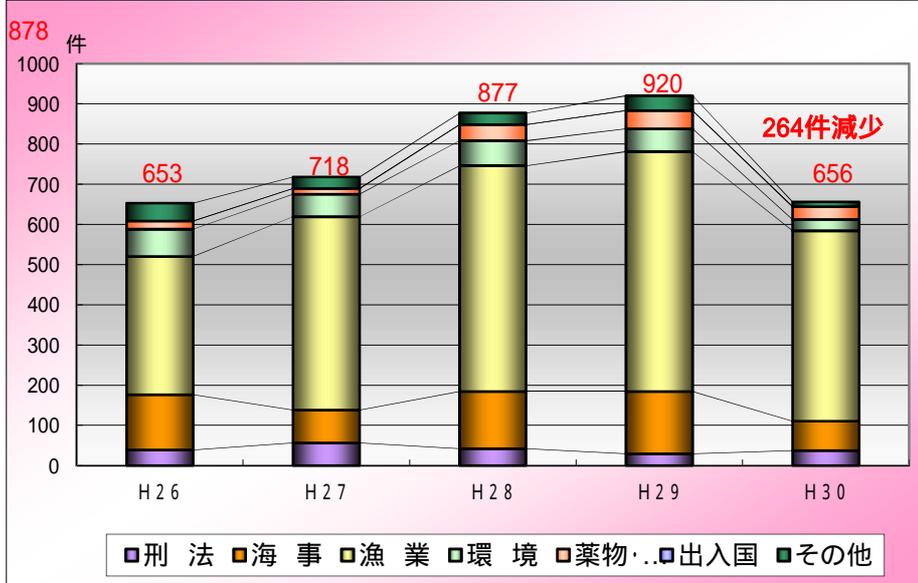
紋別海上保安部は、平成30年11月15日、トーゴ籍貨物船の船長が紋別港へ入港するに際し、紋別海上保安部長へ通報した船舶保安情報のうち、過去10港の寄港地情報に認められたロシアの港につき、寄港した事実がないのに、寄港していたとする虚偽の通報をしたとして、同年12月7日、紋別入港していた同船の船長を「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律違反（虚偽通報）」により検挙しています。



別図1

### 過去5年罪種別送致状況

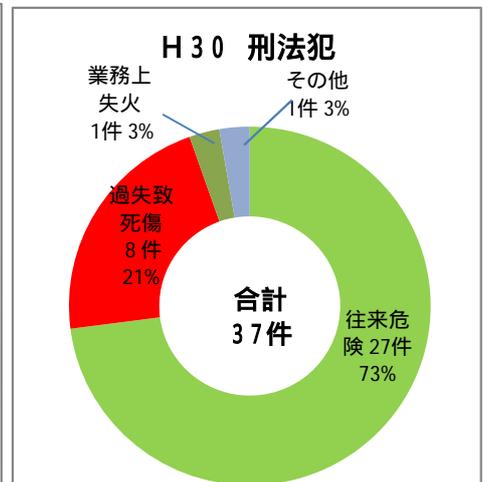
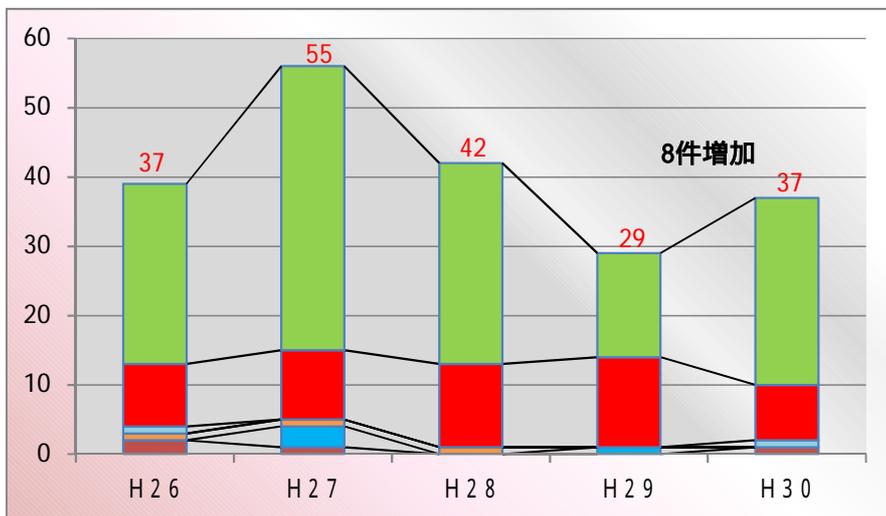
	刑法	海事	漁業	環境	薬物・銃器	出入国	その他	合計
H26	39	137	344	68	20	0	45	653
H27	56	82	481	56	14	0	29	718
H28	42	142	562	62	40	0	29	877
H29	29	155	597	57	45	0	37	920
H30	37	73	474	28	32	0	12	656



別図2

### 過去5年刑法犯内訳

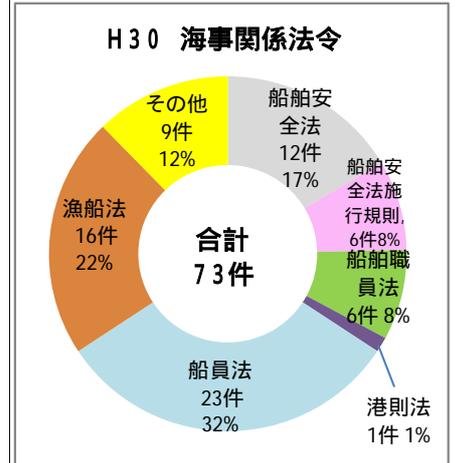
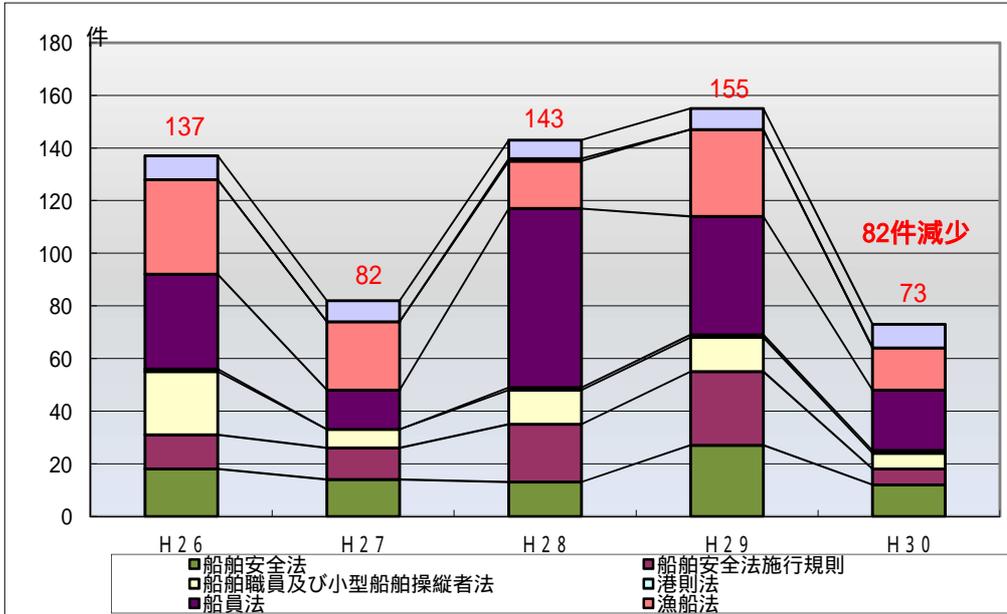
	往来危険	過失致死傷	業務上失火	わいせつ	暴行・傷害	窃盗	その他	合計
H26	26	9	1	0	1	0	2	37
H27	41	10	0	0	1	3	1	55
H28	29	12	0	0	1	0	0	42
H29	15	13	0	0	0	1	0	29
H30	27	8	1	0	0	0	1	37



別図3

### 過去5年海事関係法令違反内訳

	船舶安全法	船舶安全法施行規則	船舶職員及び小型船舶操縦者法	港則法	船員法	漁船法	海上運送法	その他	合計
H26	18	13	24	1	36	36	0	9	137
H27	14	12	7	0	15	26	0	8	82
H28	13	22	13	1	68	18	1	7	143
H29	27	28	13	1	45	33	0	8	155
H30	12	6	6	1	23	16	0	9	73

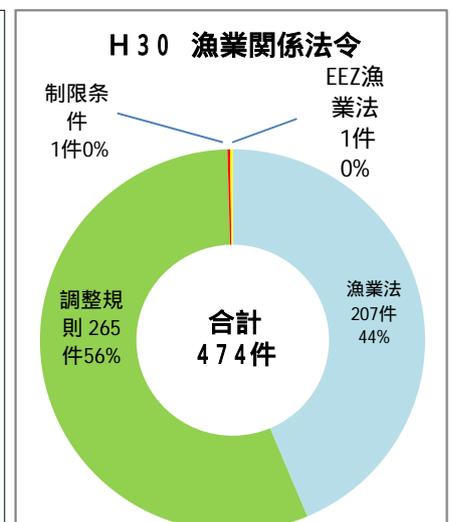
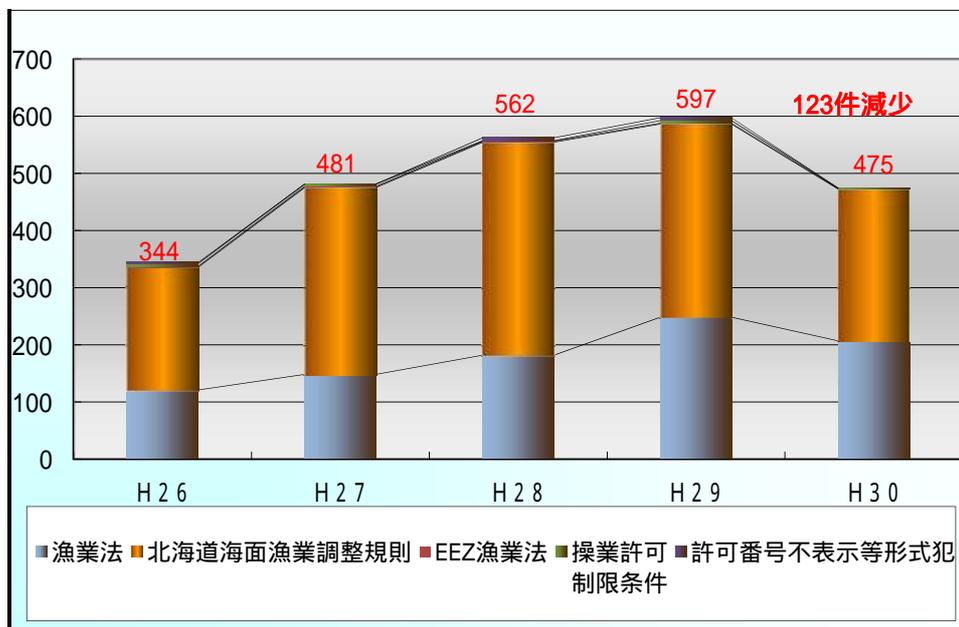


別図4

### 過去5年漁業関係法令違反内訳

	漁業法	北海道海面漁業調整規則	EEZ漁業法	操業許可制限条件	許可番号不表示等	合計
H26	121	214	2	5	2	344
H27	148	327	2	4	0	481
H28	182	372	2	1	5	562
H29	248	338	2	4	5	597
H30	207	265	1	1	0	474

漁業法：「水産資源保護法・特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令含む」  
 北海道海面漁業調整規則：「内水面含む」  
 EEZ漁業法：「排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律」

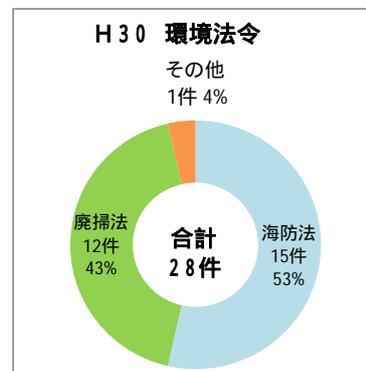
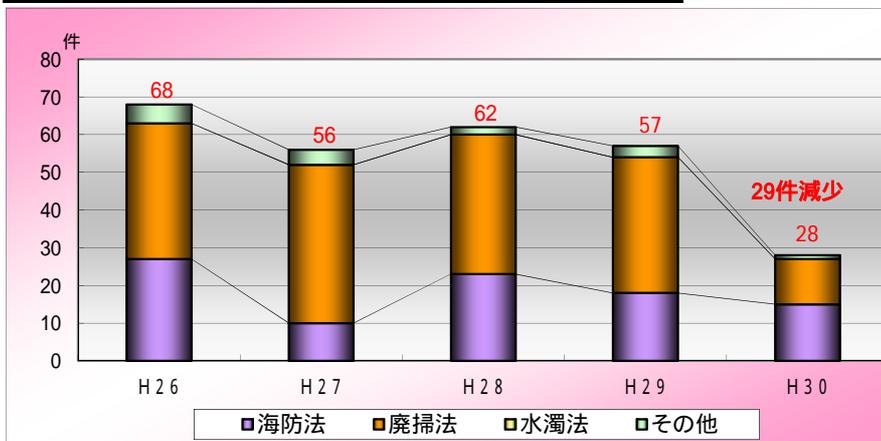


別図5

### 過去5年海上環境関係法令違反内訳

	海防法	廃掃法	水濁法	その他	合計
H 2 6	27	36	0	5	68
H 2 7	10	42	0	4	56
H 2 8	23	37	0	2	62
H 2 9	18	36	0	3	57
H 3 0	15	12	0	1	28

海防法：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」  
 廃掃法：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」  
 水濁法：「水質汚濁防止法」



別図6

### 過去5年薬物・銃器関係法令違反内訳

	銃砲刀剣類所持等取締法	大麻取締法	火薬類取締法	覚せい剤取締法	麻薬及び向精神薬取締法	出入国管理及び難民認定法	合計
H 2 6	19	1	0	0	0	0	20
H 2 7	14	0	0	0	0	0	14
H 2 8	38	2	0	0	0	0	40
H 2 9	45	0	0	0	0	0	45
H 3 0	32	0	0	0	0	0	32

